

岐阜県公報

号 外 (一) 平成 二十四 年 一 月 十 一 日

目 次

告 示

。住居表示のための町（字）の名称及び区域の変更

（市 町 村 課）

ページ
一

告 示

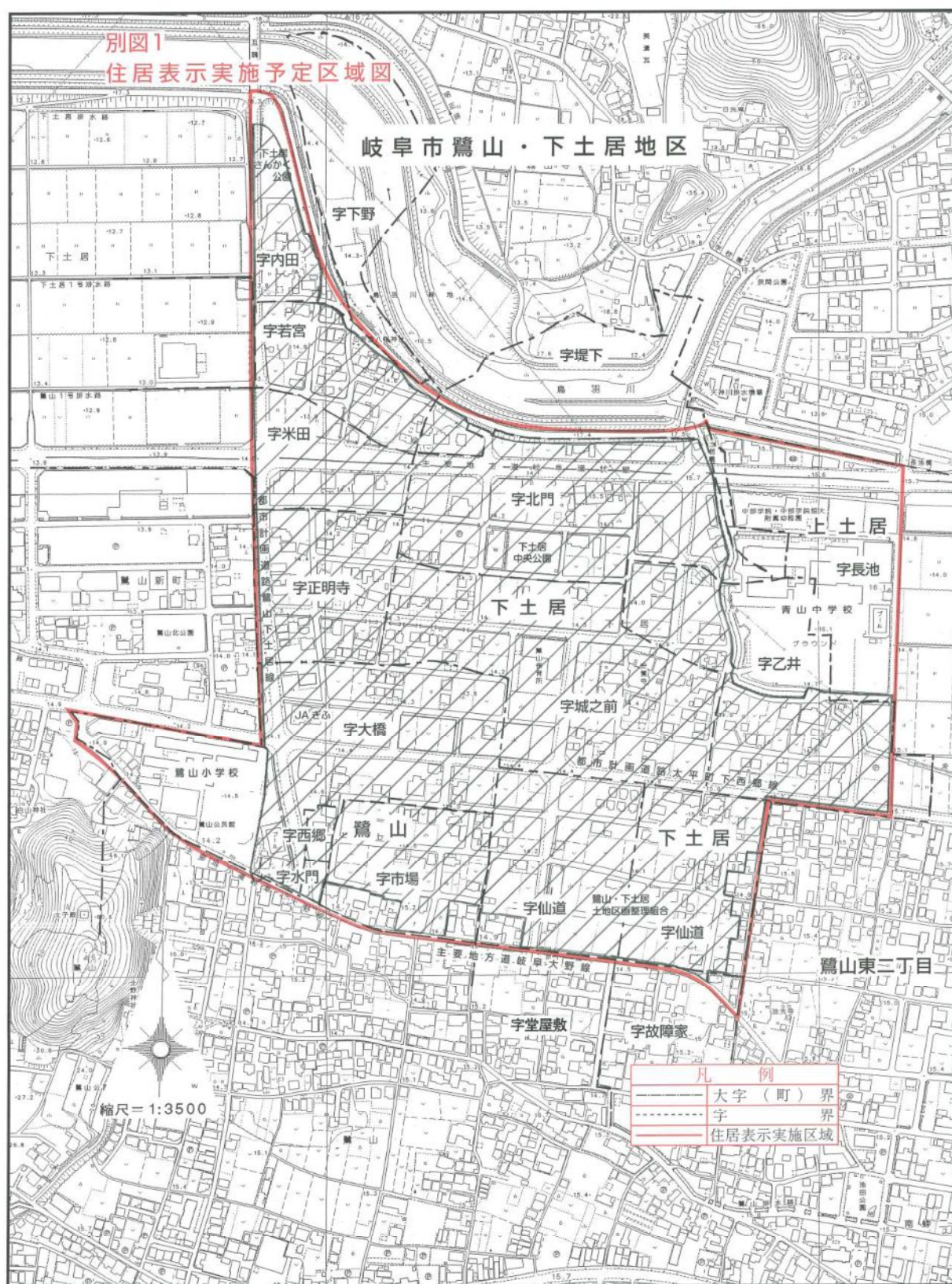
岐阜県告示第五号

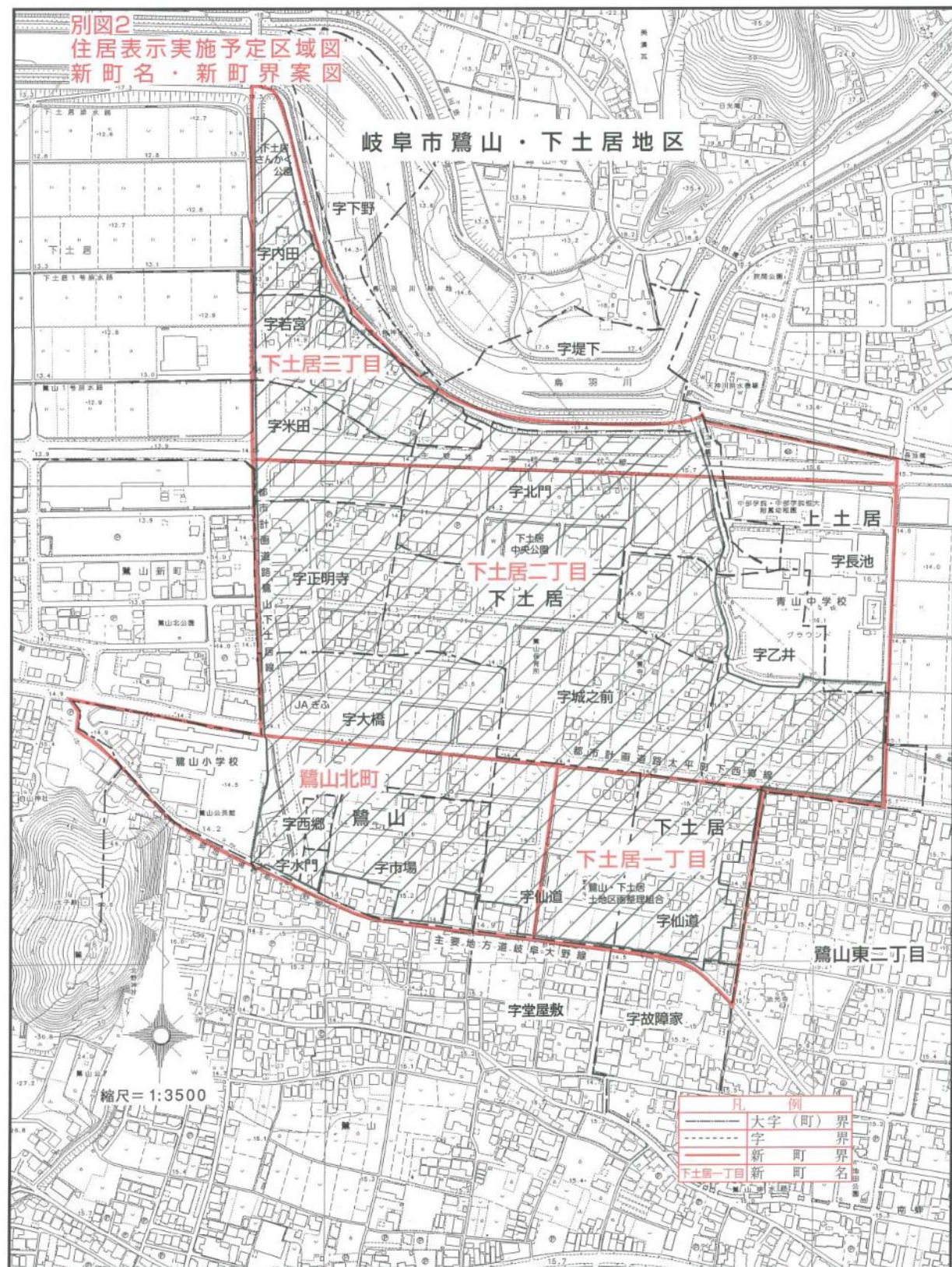
住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づく住居表示のため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により岐阜市の別図一に示す区域の町（字）の名称及び区域を別図二のとおり変更した旨岐阜市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町（字）の名称及び区域の変更は、平成二十四年二月六日から効力を生ずるものとする。ただし、土地区画整理施行地区（図面の斜線部分）については、住居を表示する場合を除き、岐阜市鷺山・下土居土地区画整理事業に係る換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成二十四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇





平成二十四年一月十一日発行

発 行 者
所 者

岐 岐 岐阜市数田南二丁目一番一号
阜 阜
県 県
庁 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター